

第3期津山市子ども・子育て支援事業計画策定業務
公募型プロポーザル実施要領

※この公募は、令和6年当初予算の成立を前提に募集
を行うものです。

令和6年2月

津山市こども保健部子育て推進課

1 目的

本要領は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条の規定に基づき第3期津山市子ども・子育て支援事業計画を定めるために必要な業務について、その支援を適確に遂行できる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、本プロポーザルは、津山市議会における令和6年当初予算議決前の準備行為として実施するもので、議会において予算の否決又は本プロポーザルに係る予算の減額があった場合、本プロポーザルの実施について効力を失うことがあるものとする。これに伴い、プロポーザル参加者に損害を与えることがあっても、市はその損害の責めを負わない。

2 業務概要

(1) 業務名称

第3期津山市子ども・子育て支援事業計画策定業務

(2) 業務内容

別添「第3期津山市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月25日（火）まで

3 見積上限額（予算限度額）

7,260,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 実施形式

公募型プロポーザル

5 スケジュール

令和6年	2月13日（火）	：公募開始（市ホームページ）
令和6年	2月20日（火）	午後5時15分：質問提出締切
令和6年	2月22日（木）	：質問回答予定（市ホームページ）
令和6年	2月29日（木）	午後5時15分：参加申込締切
令和6年	3月4日（月）	：参加資格審査通知送付
令和6年	3月13日（水）	午後5時15分：企画提案書等の提出締切
令和6年	3月15日（金）	（予定）：プレゼンテーション審査
令和6年	3月25日（月）	（予定）：審査結果通知・公表

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、公募開始の日から、結果通知の日までの間にこれらの参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示第1号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税、岡山県税、津山市税並びに申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する自治体の市区町村民税を滞納している者でないこと。
- (5) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) これまでに、子ども・子育て支援事業計画策定業務又はそれと同様の業務を地方自治体等から受注した実績を有すること。

7 質問・回答

質問は、第3期津山市子ども・子育て支援事業計画策定業務に関するものについてのみ受け付けるものとする。

(1) 質問の提出方法

別添の質問書（様式第1号）を子育て推進課宛にファクシミリまたは電子メールで提出し、電話で受信確認すること。これ以外の方法による質問は受付しない。

(2) 提出期限

令和6年2月20日（火）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出先

津山市こども保健部子育て推進課

FAX：0868-32-2161

メールアドレス：kodomocity.tsuyama.lg.jp

TEL：0868-32-2179（受信確認用）

(4) 回答方法

津山市こども保健部子育て推進課ホームページにて、質問及び回答を公表。

URL <https://www.city.tsuyama.lg.jp>

(5) 回答日時

令和6年2月22日（木）予定

(6) 回答内容の取扱い

質問に対する回答内容は、本実施要領、仕様書その他関係書類の記載事項に関する追加又は修正事項として取り扱うものとする。

8 参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則その他の関係諸法令を理解・遵守の上で次の書類を提出すること。ただし、令和5・6年度津山市物品等指定業者として登録がある者は、次の書類のうち、イ・エ・オ・カ・キ・ク・ケの書類を省略することができる。

ア 参加申込書兼誓約書（様式第2号）

イ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）

ウ 委任状（必要に応じて。様式第4号）

エ 直近年度の国税の納税証明書の写し（令和5年4月1日以降証明分。滞納がないことが確認できること。）

オ 岡山県発行の県税等納税証明書（令和5年4月1日以降証明分。岡山県に課税がある場合のみ。滞納がないことが確認できること。）

カ 津山市及び申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市区町村発行の市税等の納税証明書（令和5年4月1日以降証明分。滞納がないことが確認できること。）

キ 登記事項証明書（現在事項証明）の写し（令和5年4月1日以降証明分）

ク 印鑑証明書

ケ 財務諸表の写し（直近決算のもの）

コ 営業実績書（様式第5号）

(2) 提出期限

令和6年2月29日（木）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所

津山市こども保健部子育て推進課こども政策係

（津山すこやか・こどもセンター1F）

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL：0868-32-2179

FAX：0868-32-2161

(5) 参加承認通知

ファクシミリ及び郵送により、参加の可否を通知する。

通知日：令和6年3月4日（月）

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

参加承認の通知を受けた者は、次の書類を提出すること。

No.	提出書類（企画提案関連）	区分	提出部数
1	企画提案書 表紙：企画提案書表紙（様式第6号）1部のみ押印 本編：任意様式	必須	8部
2	企画提案書に関する参考資料 任意の様式で【参考】と明示	任意	8部
3	見積書（任意様式） 見積上限額（税込）以内で全体の見積金額（税込）及び 経費の積算内容を記載すること。	必須	8部
4	業務協力契約予定書（様式第7号） （業務の一部の再委託を予定している場合のみ）	任意	8部

(2) 提出期限

令和6年3月13日（水）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所

津山市子ども保健部子育て推進課子ども政策係

（津山すこやか・子どもセンター1F）

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL：0868-32-2179 FAX：0868-32-2161

10 審査方法

本プロポーザルの審査は、プレゼンテーション等による審査とする。別に定める「第3期津山市子ども・子育て支援事業計画策定業務プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき審査し、最優秀提案者を選定する。

(1) 実施日時及び会場（予定）

令和6年3月15日（金）

具体的な時間及び会場は、応募者に書面で通知する。

(2) 実施方法

企画提案について、提案者から次のとおり説明を行う。

なお、機器を使用する場合は、提案者において準備するものとするが、スクリーン、プロジェクタ及び延長コードは会場備え付けのものを使用することもできるので、希望する場合は必ず事前に申し出ること。

ア 持ち時間

25分（プレゼンテーション15分、ヒアリング・質疑応答10分）

イ 説明者

5名以内（機器操作者を含む。）とする。

ウ プレゼンテーションの公開・非公開

非公開とする。

1.1 審査基準及び配点

本プロポーザルは別表の審査基準（別紙1）に基づき審査する。

1.2 審査結果

審査の結果は、審査を受けた者に対し、書面により通知する。なお、最優秀提案者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、審査結果通知を受け取った日から7日以内とする。

通知時期 令和6年3月25日（月） 予定

1.3 契約

最優秀提案者と契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続きを行う。

なお、協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

1.4 情報公開

審査結果については、次の内容について津山市ホームページ上で公表する。

(1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）

(2) 評価順位及び点数

(3) 見積金額

なお、提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

1.5 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 市が審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.6 その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を担当課宛に提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーションを欠席した場合

カ 見積上限額を超えた見積の場合

キ 審査基準で設定する最低基準点を下回った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、第3期津山市子ども・子育て支援事業計画策定業務の受託者として契約を締結した事業者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託者に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

企画提案書等に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該企画提案書等を作成した者が負う。

(5) 異議申立て

参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17 問合せ先

津山市こども保健部子育て推進課こども政策係

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL 0868-32-2179 FAX 0868-32-2161

メールアドレス kodomo@city.tsuyama.lg.jp